

やまとの安全



10月末現在の振り込め詐欺等の特殊詐欺被害状況

135件 (前年比 +35件)

被害額 約2億9,976万円

10月中の振り込め詐欺の発生件数は2件で、架空請求詐欺という手口でした。被害者は40代と50代の女性で、いずれもコンビニエンスストアで支払うように指示されています。

身に覚えのない請求(民事訴訟や有料サイトの登録料など)があれば、家族や警察、消費者センター等に相談してください。

コンビニエンスストアで支払う方法とは？

①電子マネー(ギフトカード)

被害者に電子マネー(ギフトカード)を購入させて、**カードに記載のシリアル番号を電話等で聞きだす手口**。カードに記載されている**番号は**、インターネット通販などで利用できるお金と同じ価値のあるものです。**絶対に他人に教えないでください。**

電子マネー…の番号送れ？



それは詐欺です

②収納代行サービス

公共料金の支払いなどでも利用される収納代行サービスを悪用し、**犯人に指示された支払い番号をレジで伝えて支払う**、またはコンビニに設置されているマルチメディア端末機(発券機)で犯人の指示どおりに発券手続きをしてレジでレシートを提示し、精算すると支払った金額が犯人に渡ってしまう手口。



特殊詐欺被害防止の合言葉

電話口 お金の話 それは詐欺！

振り込め詐欺等の特殊詐欺は高齢者だけの問題ではありません。**若い世代の方も、ご両親やご近所、お友達と声を掛け合って、注意を呼びかけてください。**

平成29年11月16日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)

こんなハガキは詐欺！

県内では、このような法務省を装った不審なハガキや、有料サイトの未納料金が発生していると携帯電話にメールが送られてきたという相談が多数寄せられていますので、身に覚えのないハガキやメールの請求には応じないで、家族や警察等に相談してください。



CAUTION

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(れ)467 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの手配、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえ等の法的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月18日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 ☎03-3581-1100
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

詐欺

特殊詐欺被害防止の合言葉

電話口 お金の話 それは詐欺！